

【打合せのときにご用意頂きたい書類について】

注意事項

- 優先順位 1. **赤字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。
こちらの書類は「**認可申請まで**」に必要な書類です。
- 優先順位 2. **黒字**のものは、お手元にある場合にご用意下さい。
こちらの書類は参考書類ですので、**なくても構いません**。

用語の説明

被相続人とは

死亡した人のことです。死亡した人の権利義務の全部が法定相続人に承継されます。運送事業を営んでいる方が死亡した場合は、運送事業を相続人が承継することになります。

法定相続人とは

被相続人の権利義務を承継する人として、法律で定められた人のことです。法定相続人には「配偶者相続人」と「血族相続人」があり、被相続人の配偶者は常に、第一順位の相続人となります。「血族相続人」は「子、父母、兄弟姉妹」の順で相続人になります。子が被相続人よりも先に死亡している場合は、孫が子に代襲して相続することになります。

運送事業を営んでいた被相続人名 _____

運送事業を承継する相続人名 _____

* 法定相続人が複数いる場合は、法定相続人全員で話し合って、運送事業を承継する方を決める必要があります。

1. 相続当事者関係

✓	No.	書類の内容
	①	被相続人の一般貨物の許可、認可等に関する申請書類の控え一式

2. 不動産関係（営業所、休憩・睡眠施設、自動車車庫）

✓	No.	書類の内容
	②	被相続人が営業所、休憩・睡眠施設として使用していた建物が賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	③	被相続人が自動車車庫として使用していた土地が賃借の場合は賃貸借契約書のコピー
	④	②の建物に関する図面、③の土地の測量に関する図面

* 自己所有の場合、法務局で登記事項証明書を取得して所有の事実を確認できますので、②③のような書類をご用意いただく必要はありません。

3. 事業用自動車関係

✓	No.	書類の内容
	⑤	被相続人が使用していた事業用自動車の車検証のコピー
	⑥	被相続人が使用していた事業用自動車リースだった場合はリース契約書のコピー
	⑦	被相続人が使用していた事業用自動車賃借だった場合は賃貸借契約書のコピー
	⑧	被相続人が使用していた事業用自動車が分割払いで購入していた場合は売買契約書のコピーと支払計画書等のコピー

4. 運転者関係

✓	No.	書類の内容
	⑨	相続の認可後、運転者に選任予定の方の運転免許証のコピー

5. 運行管理者関係

✓	No.	書類の内容
	⑩	相続の認可後、承継会社の運行管理者に選任予定の方の運行管理者資格者証のコピー
	⑪	相続の認可後、承継会社の補助者を選任する場合は補助者に選任予定の方の運行管理者の資格者証のコピー又は基礎講習の修了日がわかるもののコピー

6. 整備管理者関係

✓	No.	書類の内容
	⑫	相続の認可後、承継会社の整備管理者に選任予定の方が自動車整備士技能試験に合格している方であれば合格証のコピー
	⑬	相続の認可後、承継会社の整備管理者に選任予定の方が⑩以外の場合は、実務経験の期間がわかる履歴書のコピー

7. 資金関係

✓	No.	書類の内容
	⑭	運送事業を承継する相続人の財産目録

8. その他

✓	No.	書類の内容
	⑮	運送事業を承継する相続人の履歴書のコピー

書類は種類が多く、また説明を要するものもございますので、徐々に書類を揃えていただければ結構です。とりあえずご用意できそうな書類から用意を始めてみてください。

また、ここに記載のない書類についても、今後ご用意をお願いする書類がございますが、それらについては手続きの進捗状況に応じて、個別にご案内致しますので宜しくお願い致します。

なお、法定相続人が複数いる場合は、運送事業を承継することに同意した他の法定相続人の同意書が必要になります。